

# 総務常任委員会

平成16年6月15日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎松田 正	○嶋田 善行	西谷 剛周
森河 昌之	小野 隆雄	坂口 徹

## 2. 理事者出席者

助 役	芳村 是	収 入 役	中野 秀樹
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	植村 哲男
総 務 課 長	西本 喜一	総 務 課 参 事	吉田 昌敬
同 課 長 補 佐	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	加藤 惠三
企画財政課長	藤原 伸宏	企画財政課参事	野口 英治
同 課 長 補 佐	山崎 篤	同 課 長 補 佐	西巻 昭男
税 務 課 長	植嶋 滋継	同 課 長 補 佐	清水 修一
教委総務課長	野崎 一也	同 課 長 補 佐	吉村 三郎
生涯学習課長	阪野 輝男	同 課 長 補 佐	加藤 保幸
同 技 師	平田 政彦	同 技 師	荒木 浩司
監 査 書 記	佐藤 滋生		

## 3. 会議の書記

議会事務局長	浦口 隆	同 係 長	猪川 恭弘
--------	------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長

開会（午前9時00分）

署名委員 森河委員、小野委員

委員長

おはようございます。ただ今から総務常任委員会を開きたいと思  
います。まず始めに理事者側を代表して助役の方から挨拶をいただきま  
す。芳村助役

助 役

おはようございます。総務常任委員会を開催していただきまして、  
ありがとうございます。

今日は付託議案といたしまして、議案第21号平成16年度斑鳩町  
一般会計補正予算（第2号）について、この件につきましては、公立  
学校社会人活用事業の関係、開発指導要領の改正前の施設協力金の納  
入、また、門前広場の発掘調査に要する費用、寝たきり老人紙おむつ  
等の支給に伴う県の廃止に伴う町単独の補正、JR法隆寺駅に関する  
債務負担行為の補正でございます。次に報告第6号といたしまして、  
平成15年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会  
計）、これは5事業による繰越明許でございます。2点目の継続審査、  
藤ノ木古墳整備に関する事について、この件につきましてはこれまで  
総務常任委員会において、色々のご審議をしていただいていたところ  
でございますが、本年度中に作成を予定しております藤ノ木古墳の史  
跡整備における基本設計作りに向けて7月末に整備検討委員会が開催  
されます。それに対応するための資料づくりを行っております。この  
ことについて報告させていただきたいと思えます。次に、史跡中宮寺  
跡の公有化についてでございます。この件につきましては平成16年  
において7,077㎡、地権者8名、筆数で17筆の買収に向けての  
手続きを今とっています。この件についても詳しく説明を申し上げます。  
次に3番目、各課報告事項でございます。（1）第3次斑鳩町行政  
改革実施計画（前期計画）について、（2）ペイオフ対策について、  
（3）斑鳩町職員人材育成基本方針について、（4）公文書中にある  
性別記載の削除について、（5）平成15年度町税の不納欠損につい

て、(6) こども模擬議会について、(7) 法輪寺発掘調査の報告について、以上7点を報告事項として挙げさせていただきました。それらについてはまた色々のご意見いただきたいと思います。

また、5月25日の総務常任委員会におきまして、私が発言致しました事についての陳謝と議事録の訂正をお願いしたいと思うわけです。その件につきましては、小野議員さんの方から斑鳩中学校の貯溜浸透事業の実施についての質問におきまして、私の大きな勘違いで斑鳩中学校の運動場においては、雨水貯留浸透施設事業は実施していないという事を申し述べましたが、平成8年において事業は実施されております。よって、この事について陳謝し、議事録の訂正をお願いしたいと思います。なお、今日の新聞にも載っておりましたように、峨瀬自治会集会所損害賠償を求める訴訟が奈良地裁に起こされました。それらの訴状内容については見ておりませんので、その事については報告はできないわけですが、一応損害賠償の訴訟を起こされたという事の報告をいたしたいと思います。いずれにしろ、付託議案、継続審査、各課報告事項について原案通り可決していただきますようお願い申し上げます。

委員長           ありがとうございます。それでは本日の会議録署名委員に、森河委員、小野委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長           それではお手元に配布致しておりますレジメに従って、会議を進める事にしたいと思います。

まず、初めに本会議から付託を受けました、議案第21号、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

企画財政課長       それでは議案第21号、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。それではまず議案書を朗読さ

せていただきます。

( 議案書朗読 )

企画財政  
課長

それでは予算に関します説明書によりまして、まず歳入からご説明をさせていただきますと思います。補正予算書の7ページをお開きいただきますと思います。第15款県支出金では第2項県補助金第1目教育費県補助金で、公立学校社会人活用事業といたしまして、さらに1校の追加承認がされました事からその県補助金154万6千円の増額をお願いするものであります。次に第17款寄付金では第1項寄付金第1目寄付金第1節総務費寄付金で10万円の増額補正をするものであります。これにつきましては、文化振興にとご寄付をいただいたものでございます。また、第3節都市計画費寄付金ですが、斑鳩町開発指導要綱の改正以前に開発のございました事業にかかります、公共施設整備事業協力金280万円を16年度中に受け入れ、増額補正をするものでございます。次に8ページをお願い致します。第20款諸収入、第4項雑入、第3目納付金では、先ほどの公立学校社会人活用事業で新たに指導員を1名雇用したことに伴います雇用保険料納付金8千円の増額、第10目雑入では、消防団員1名の退団にともないまして、その退職報償金の受入れを行うものでございます。

次に、9ページでございます。歳出のご説明を申し上げます。第2款総務費、第1項総務管理費、第5目財産管理費では、歳入でご説明申し上げました、公共施設整備事業協力金280万円を公共施設整備基金に積立てる補正、第6目企画費では、ご寄付をいただきました寄付金10万円を文化振興基金に積立てるものであります。

次に第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目老人福祉費では、これまで県が実施をしておりました紙おむつ等支給事業のうち、パジャマ・寝巻き、防水シートの支給等が平成16年度より廃止されました。町としましても、現行のサービス水準を低下させないため、引き続き町単独事業として実施をすることとし、これに要します157万2

千円の増額補正を行うものであります。

10ページをお開き下さい。第7款土木費、第4項都市計画費、第8目JR法隆寺駅周辺整備事業費ですが、町の事業として実施をいたします自由通路と、これに伴いJRに実施してもらいます駅舎の橋上化について、それぞれ事業主体が異なりますことから、これら経費を明確にするため、委託料でJR法隆寺駅自由通路詳細設計委託料として3,550万円、JR法隆寺駅前広場等詳細設計委託料1,450万円の合わせて5,000万円の増額補正をし、負担金補助及び交付金で、JR法隆寺駅駅舎橋上化工事負担金5,000万円を減額するものであります。

次に、第8款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費では、消防団退団者に退職報奨金を支給するため、報償費85万7千円の増額を行うものでございます。

次に、第9款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費ですが、歳入のところでご説明申し上げましたように、公立学校社会人活用事業において、新たに1校の追加承認がありましたことから、指導員の社会保険料等及び賃金として155万5千円の増額をお願いするものです。

次に、12ページをお開きください。第9款教育費、第5項社会教育費、第4目文化財保存費ですが、法隆寺門前整備事業として残っております東側門前広場についても県事業の進捗とあわせ整備をするにあたり、事前に発掘調査が必要でありますことから、この発掘調査に要します費用として498万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第12款予備費でございますが、今回の補正により必要となりました一般財源655万8千円を予備費から充てることとし、予備費総額を2,344万2千円とするものでございます。

それでは予算書の4ページにお戻りいただきたいと思っております。第2表 債務負担行為補正でございます。当初、JR法隆寺駅駅舎橋上化工事負担金として限度額20億6,200万円、期間も平成16年度

と17年度の2年間としておりましたが、期間を平成18年度までの3年間とし、限度額を14億3,319万2千円に変更するものであります。また、新たにJR法隆寺駅自由通路新設工事委託料を追加するものです。期間は同じく平成19年3月31日までの3年間、限度額6億2,880万8千円とするものです。

次に、1ページにお戻り願いたいと思います。予算書を朗読させていただきます。

( 予算書朗読 )

企画財政課長 以上で、平成16年度の斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わったわけではありますが、この補正予算第2号の具体的内容の中でJR法隆寺駅に関する自由通路の問題、跨線橋に関わる取扱い並びに建設水道常任委員会の門前整備に関わる問題、あるいは厚生委員会の介護保護費の町費負担に関わる問題等が計上されているわけではありますが、これらにつきましてはそれぞれ担当委員会で既にご審議を得ているという事でございますので、ご了承いただきたいと思えます。

それでは質疑、ご意見がありましたらお受けして参ります。

小野委員 聞き漏らしてたらごめんなさい。7ページの寄付金の中の都市計画費寄付金280万円ですか、これについてどの地域と言うんですか、自治会なり、それになるのかちょっと教えて下さい。

企画財政課長 これは興留におきますワンルームマンションの建設に伴う寄付金でございます。

委員長

他にございませんか。

特に質疑、ご意見がないようでありますので、それでは議案第21号平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）については、満場一致で可決すべきものと決する事にご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

それではそのように決定させていただきます。続きまして、（2）報告第6号、平成15年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を議題と致します。

理事者の説明を求めます。

企画財政  
課長

それでは、報告第6号平成15年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）についてご説明させていただきます。まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

企画財政  
課長

次のページをお開きください。平成15年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書でございます。

いずれの事業につきましても、諸般の事情により年度内に支出を終えられなかったものについて、予算の繰越しをさせていただいたものでございます。

まず、第2款総務費、第1項総務管理費の地域集会所施設整備費補助金で、1,500万円を繰越しするものであります。これは、稲葉車瀬自治会集会所にかかります地域集会所施設整備費補助金について、集会所の完成が平成16年度になりますことから、繰越したものでございます。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費の（仮称）総合福祉会館建設事業であります。計画予定地での建設を断念いたしました。今後

とも早期建設に向け取り組んでまいりたいと考えておりますことから、予算の繰越しをお願いするものであります。

次に、第4款衛生費、第2項清掃費、鳩水園周辺対策事業については、先ほどの稲葉車瀬自治会集会所にかかります地元負担分の補償であり、これも合わせて繰越しをお願いするものであります。

次に、第7款土木費、第2項道路橋りょう費の道路新設改良事業では、龍田南6丁目地内の道路改良事業用地の取得にあたり、一部地籍混乱地があること、地権者の方が契約後にお亡くなりになり相続手続きが必要になりましたことから、年度内に残金の精算ができず、やむなく379万1,720円を繰越しするものであります。また、第4項都市計画費の法隆寺・藤ノ木線整備事業につきましては、NTT及び関西電力の電線共同溝への入線が5月末に完了いたしますことから1,042万2,479円を繰越ししたものでございます。

以上で繰越し計算書のご説明とさせていただきますが、よろしくご了承賜わりますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりました。質疑、ご意見がございましたらお受けしたいと思えます。

小野委員 繰越し明許についての意味は十分分かるんですが、今こうして質問するのはおかしいかなと思うんですが、ちょっと教えてほしいんですが、稲葉車瀬の集会所についての事業計画、金額的な事業計画というのはどういう具合になっているのですか。と言いますのは集会所施設整備費補助金として1500万円用意しているという事なんですが、これは限度額ですよ、それであと鳩水園の周辺対策事業として残りをきちっとそのまま補填するのか、やっぱり地元はいくらか、建物に対して支出されるのか、その点事業計画ではいくらの建物という事で進めておられるのか教えて下さい。

総務課参 書類的にはちょっと確認しておりませんが、3,400万円だった



事 と思いますけれども、それは確認させていただきます。それで周辺整備につきましては、環境対策課の方で補償という事で、地元からの。

小野委員 助役さんが言われるのも当たり前だと思います。事業計画、そしてその建物の、私どもの錦ヶ丘の集会所も昨年度に建設させていただきましたけれども、やはりきちっとした見積り、入札結果とかを全部提出させてもらって、その上で事業を着工したという経緯もありますので、今の吉田参事の答弁はちょっと情けないなと思っておりますが、3,400万円の事業で、そしたら1,500万円の施設整備費補助金、という事で1,500万円が限度額を予定されている。それで残りの1,900万円です。そしたらその分で900万円だけを鳩水園の周辺対策事業として裏打ちと言うんですかね、言葉的には私はいいい言葉知らないんですが、それをするという事で。という事は1千万円地元が支出されると、そのように解釈してよろしいですか。

助 役 先般も答弁いたしましたように、原則は小野委員おっしゃった通りでございます。1,900万円が補償金として地元負担という事になっています。1千万円は工事による前渡金約30%として請求され、地元自治会に支払いました。残り900万円は全ての検査終了後、地元自治会に支払う予定をしております。この全ての金額は地元に対する補償として支払う事になっていきますので、ご了承願います。

小野委員 勘違いしてました。そしたら全て地元負担はなしで、15年度で着手金的な形で1千万という数字、大雑把な数字が執行されているという事で、ちょっとそこらね、繰越されてるのが900万円だけだという事で解釈してよろしいですか。

助 役 集会所建設そのものは、全て地元事業で行っております。ただ、買取、敷地造成工事等は町で実施致しました。

小野委員 敷地については、町のものですし、町が施工し、町の費用でやっておられる。建物については、今そういう計算が成り立って行って、もう既に着工する時にそれは補償という形で1千万円という事で保証されている、そのものに対して。だからその建物に対しての以前の委員会でもちょっとお願いしてましたけれども、建物にしっかりと出来上がったものに対して補償するのだったら、時期的な事もやっぱりここで議論しないといけない事になると思いますし、今どうのこうの言うつもりはないんですが、今までの施設整備費の適用の仕方というのは、しっかりしてやっていただいておりますので、稲葉車瀬だけ特別な順序でやられてるのかな、という心配もありますので、その点をきちっと説明できるようにしていただきたいなと思います。

助 役 当然これはご存知のように、補償関係でございますから、先ほど、裏負担とおっしゃられましたが、そういう形でその分を補償したという事でございますので、集会所建設そのものは地元で行い、集会所施設整備費補助金交付規程に基づいて実施されているという事でご理解願いたいと思います。

委員長 他にございませんか。  
それではないようでありますので、報告第6号平成15年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）は満場一致で承認する事にいたしたいと思いますがよろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 それでは報告第6号の審議を終わる事にいたします。  
続きまして継続審査についてであります、（1）藤ノ木古墳周辺整備に関する事についての報告を求めます。

生涯学習 それでは藤ノ木古墳周辺整備に関する事についてご報告申し上げます

課長

す。

史跡藤ノ木古墳の整備に関しましては、前回5月25日の委員会で報告いたしました通り、整備検討委員会を7月下旬の開催に向けて委員の方々の日程調整を行うとともに、今年度に作成する計画をしております史跡整備工事に向けての基本設計書づくりに向けた資料作りを進めているところであります。

以上簡単でありますけれども、史跡藤ノ木古墳の整備に関しての説明とさせていただきます。

委員長

初日の本会議報告を申し上げましたとおり、それ以降の関係についても状況としては変わっていない、という報告であります。この件について質問、ご意見ございますか。

( 質疑なし )

委員長

なければ報告を了とするという事にして終わりたいと思いますがよろしいですか。

( 異議なし )

委員長

よろしいですね。

次に、(2) 史跡中宮寺跡の公有化についてを議題とし、理事者の報告を求めます。

生涯学習  
課長

それでは続きまして史跡中宮寺跡の公有化について、ご報告申し上げます。史跡中宮寺跡の公有化についても、前回5月25日の委員会で報告いたしましたように、土地所有者8名の方々との契約に向けての交渉や事務手続きを進めている状況でございます。なお、17年度に買収の予定をしております土地開発公社用地・中宮寺池の部分でございますが、今日までの文化庁との協議により新たに調査を行い、遺

構が発見された場合は、公社用地を町へ売却する事についても国の補助対象事業として認めようと言われておりますところから、先週の月曜日から3ヶ月の予定で調査に取りかかっているところでございます。調査の開始からまだ日も浅い事から、今回の委員会で委員の皆様へ報告するような遺構は現在まだ見つかっておりません。

非常に簡単ではございますが、以上で史跡中宮寺跡の公有化についてのご報告とさせていただきます。

委員長 説明が終わりました。質問ございますか。

( 質疑なし )

委員長 ございませんですか。

それでは、現在中宮寺池の関係について補助対象になり得るという事での調査を開始しているという報告であります。その内容を了承し、終わる事にしたいと思います。よろしいですか。

( 異議なし )

委員長 それでは継続審査事案の今後の取扱いの関係について、委員会としてご相談を申し上げておきたいと思いますが、今日まで歴史的文化財史跡等の発掘調査の関係としてこの2つを取り上げておりますけれども、斑鳩町については今日までも行われている、また現在も行われていますように、駒塚の関係とか、調子丸の関係であるとか、あるいは今日の報告にありますように法輪寺の関係であるとか、色々な調査が行われているわけでありましてけれども、委員会として取扱っているのは、この2つに限定して、今日まで。という事が果たしてそれが妥当なのだろうか、どうだろうかという事なども考えて、今後の扱いとしてこの継続事案の取扱いについての表題を変えてみてはどうかと、もう少し広範囲に広げさせていただく事にしてはどうかという風に思

っています。従ってこれからの継続審査事案の取り扱いとしては「斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて」という事にして継続審査事案にする、そして今まで取扱っていません藤ノ木古墳であるとか中宮寺の関係であるとか、あるいは駒塚の関係であるとかあるいは法起寺の関係であるとか、その面については、その都度一応議会でお聞きをして、その1、藤ノ木古墳、その2、中宮寺跡の公有地、とかいう関係で整理をしながら報告を受け、ご審議をいただくという取扱いにした方がより総務常任委員会としては適切ではないのかな、という風に考えますので今後そのような取り扱いをしていきたいという事について、お諮りを申し上げて、皆さんのご賛同を得るなら今後の継続審査事案の取扱いなどについての、議長に手続きを求める面についての配慮を願っていききたい、という風に思っているところでございますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

小野委員 委員長の今のご提案で私は結構だと思います。継続審査の申出書についてないんですけれども、委員長が口頭で申し上げられた形で進めていってもらえたらありがたいと思います。

委員長 大筋ですね、そういう関係でご了承いただけるようでしたら、継続審査事案、改めてお諮りを申し上げますけれども、その際に継続審査事案の関係について配布をいたしまして、改めてご了承お願いするという事で、この件につきましては継続審査事案の取扱いについて、一応皆さんのご了承をいただいておりますという事にさせていただきたいという事で資料の配布を今はしておりませんが、後刻させていただきますから、その際に改めてお諮り申し上げてご確認いただくという事にしたいと思いますので、よろしくご了承の程お願いしたいと思います。

それでは継続審査事案の関係については、これをもって終わる事にいたします。

各課の報告事項に入りたいと思いますが、各課報告事項の関係につ

きましては、かなり資料が膨大でありますので、当日配布をただけで十分にご理解をいただくという事は困難であろうという事も配慮いたしまして、事前に各委員の皆さんには資料配布を可能な限りさせていただくという処置を行って参りましたので、その点についてはご了承をいただきたいと思います。それでは順次レジメに従いまして各課報告を受けて参るという事にしたいと思えます。

それでは各課報告の（１）第３次斑鳩町行政改革実施計画（前期計画）について、を議題とし報告を求めることにいたします。報告をお願いします。

企画財政  
課長

それでは第３次斑鳩町行政改革実施計画（前期計画）につきましてご説明をさせていただきます。まず、

斑鳩町では、昭和６１年３月に「第１次斑鳩町行政改革大綱」を策定、さらに平成８年５月には「第２次斑鳩町行政改革大綱」を策定し、『社会情勢に的確に対応し得る組織の構築と、“心の故郷”となり活力と魅力ある地域づくりの推進』を基本方針に、第１次（昭和６１年～平成２年度）・第２次（平成８年～平成１２年度）行政改革を実施し、一定の成果をあげてきたと考えております。

しかしながら、これからの財政状況を考えますと、景気の悪化による町税の減少に加えまして、地方交付税についても、国の抜本的な制度見直しの影響もあり平成１３年度以降大幅に落ち込んでおり、その一方で、扶助費、公債費等の義務的経費は依然として高い水準にあり、硬直化した深刻な状況が続くと予想されます。

さらに、高度情報化、少子高齢化、地球規模での環境問題など社会的課題は、年々、複雑化、多様化してきており、また、高度成長の時代が終わり、成熟型社会へと転換した現在、人々の価値観も「モノの豊かさ」から「心の豊かさ」へと変化しつつあります。

このような中、本町が抱える様々な政策課題に対応し、また、新たな住民ニーズ等に的確に対応するためには、思い切った発想の転換による行財政構造の抜本的な改革を行うことが必要であり、また急務で

あると考えられます。

そのような状況を踏まえまして、平成13年12月から1年間の長期にわたり、斑鳩町行政改革推進委員会にて慎重にご審議されまして、「斑鳩町行政改革大綱〔第3次〕」の答申をいただき、平成14年12月に答申内容のとおり大綱を策定いたしました。

第1次から第3次までの行革大綱のそれぞれの視点を簡単にご説明いたします。

第1次行革大綱のねらいは、行政経費の節減合理化、行政の簡素効率化、事務事業の見直しなど、財政運営の合理化に視点をあてたものであったのに対し、第2次行革大綱のねらいは、少子・高齢化、国際化、高度情報化など、社会情勢の変化に対応できる行財政システムの構築でありました。

第3次行革大綱においては、依然として低迷する経済情勢や、多岐にわたり、かつ複雑化する社会問題、慢性的な財源不足を背景に、行財政構造を前例踏襲を基調とする行政管理型のシステムから、経済性・効率性・効果をより重視した行政経営型のシステムに転換することにあると考えております。

第3次行革大綱に基づく実施計画の策定につきましては、平成15年1月に、斑鳩町行政改革推進本部会議を開催し、大綱によって示された行財政システム改革の方向性を確認して、その策定に取り掛かりました。

実施計画のとりまとめ作業につきましては、高い目標を目指すことと、実現可能で現実的な計画を立てることとのすり合わせに、多大な時間を要しまして、本月策定に至ったところであります。

それでは、実施計画の説明をさせていただきます。

資料1の第3次斑鳩町行政改革実施計画（前期計画）をご参照ください。

1ページの「I 総論」では、まず、「1 策定の目的」としまして、大綱における「改革の視点：行政経営型システムへの転換」を受けての、基本理念である「行政のパートナーである住民に対し、効果的で

質の高いサービスを最小の経費で効率的に提供し、常に成長することができる行財政システム」の実現に向けた計画を示すことを挙げております。

次に、「2 実施計画の性格」においては、大綱と実施計画が一体となって行政改革が推進されるものとしております。さらに、実施計画に取り上げられている取組み事項以外についても、大綱及び実施計画の趣旨に基づき柔軟に取り組むこととし、また、新たな行政課題に応じて、適宜、追加・修正されるものとしております。

次に、「3 計画期間」でございますが、大綱の計画期間であります、平成15年度から平成22年度までの8年間の前期4年間になっております。

2ページに移りまして、「4 数値目標の設定」でございますが、この実施計画については、年次計画を極力明記することとし、可能なものについては、数値目標を設定しております。

次に、「5 取組み課題の構成」でございますが、この実施計画は、大綱における「IV 新しい行財政システムへの方策（基本計画）」の項目ごとに、具体的な取組み内容をまとめたものであります。それぞれの項目は、重点課題、緊急課題、推進課題の3つに区分しております。

重点課題は、大綱の基本計画8項目の中から、新しい行財政システムの構築に向けて特に重点的に推進すべき課題とし、全6項目を挙げております。

緊急課題は、主として、平成15年度から17年度に優先的に実施する課題とし、全22項目を挙げております。

推進課題は、その他の取組み課題として、全124項目を挙げております。

次に、「6 今後の行政改革の方向」でございます。

「(1) 基本構想・計画との関係」につきましては、基本構想・基本計画の見直しが完了した時点で、必要に応じて見直しを行うこととしております。



次に、「（２）実施計画以外の行財政システム改革の取組み」では、本実施計画に登載された取組みにとられることなく、時代のニーズにあった新たな取組み等について、引き続き検討・実施していく、としております。

次に、「（３）行財政システム改革実施状況の公開」につきましては、毎年、広報及びホームページ等により公開していく、とありますが、実施計画の策定が大幅に遅れたために、平成15・16年度の実績につきましては、一括して、今年度終了後に、行政改革推進委員会とも相談しながら公開したいと考えております。

続きまして、4ページから7ページまでは、先程、説明いたしました取組み課題の一覧表となっております。大項目と中項目は、大綱の基本計画内の項目に対応しており、小項目につきましては、取組み項目を区分するために、この実施計画で新たに設定させていただいた項目であります。

これらの項目につきましてこれ以降のページに、重点課題、緊急課題、推進課題の課題別に記載しております。重点課題と緊急課題の主なものについて、簡単にご説明させていただきます。

まず、8ページであります。大項目1の「住民参画による開かれた町政の推進」の中では、「住民活動と行政の協働・支援のための基本方針の策定」を重点課題にしております。

この課題につきましては、年々、行政に対するニーズが高度化・多様化するなか、NPO等の住民活動の役割が重要になってきております。このような活動の促進を図るため、住民と行政の活動の在り方、活動支援の在り方についての基本方針の策定を、平成18年度を目標として調査・検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、大項目2の「住民ニーズに即応できる体制の整備」でございますが、ここでは、「総合窓口の設置及び総合窓口システムの導入」を重点課題として挙げております。現在、住民サービスの窓口は担当課別に分かれており、複数の課にまたがる手続きは、一度に済ませることができないために、各種証明発行手続きや転出転入時の手続きな

ど、比較的利用者の多いものから、ワンストップサービスの導入を検討するものであります。

次に、9ページに移りまして、大項目3「新しい時代に対応できる施策の抜本的見直し」では、「事務事業評価システムの本格的な運用」を挙げております。

限られた財源と人員のなかで、新たな行政課題や多様化する住民ニーズに的確に対応するために、事務事業評価システムを早期に確立し、その運用によって、事務事業の全般にわたる整理統合、廃止、手法の転換等を見直しを行うものであります。

続きまして、大項目4「経営感覚に立脚した行財政システムの確立」では、「定員適正化計画の策定」を重点課題としております。計画自体は、平成15年3月に策定したところであり、退職者補充の抑制による必要最小限の採用、事務事業の民間委託の推進、事務合理化の推進等により計画的な定員管理の推進を図るものであります。また、この課題につきましては、数値目標を設定しており、内容は、5年間で全職員の5%にあたる8人の削減としております。

次の10ページに入りまして、大項目5「新時代に対応した組織機構を支える人材の育成」では、「人材育成基本方針の策定」を挙げております。大綱におきましても、職員の行政経営能力の向上を不可欠な要素であるとしており、人材育成基本方針を策定することによって、地方自治の新時代に対応できる職員の政策形成能力などの様々な能力開発を効果的に推進いたします。この基本方針につきましては、今年度4月に策定済みであります。その詳細につきましては、この後、（総務課より）ご説明させていただきます。

次に、大項目6「行政評価システムの確立」の中では、「事務事業評価制度の確立」を重点課題としております。この事務事業評価につきましては、先程の「新しい時代に対応できる施策の抜本的見直し」にもありましたが、ここでは、政策評価を視野に入れた「行政評価システムの確立」として挙げております。平成12年度から試行実施など調査研究を行っている事務事業評価であります。他の自治体の例

を参考にしながら、より簡潔な評価調書及び評価システムの確立を図りたいと考えております。

続きまして、12ページからの緊急課題につきまして、主なものをご説明させていただきます。

まず、14ページの大項目2「住民ニーズに即応できる体制の整備」についてであります。 「地域情報化計画の推進」を緊急課題としております。近年、急速にIT化が進み、インターネットを利用する人の割合は、平成15年度末で6歳以上人口のうちの67.8%を占めており、電子自治体への取組みは時代の要請となっています。斑鳩町においても、文書管理や情報公開事務などの行政事務の効率化、高度化をはじめ、住民サービスの向上や、IT化の進展による高齢者や障害者の情報格差の是正など、今後の情報化を計画的に図るために、職員でプロジェクトチームを組織し、その基本指針となる「地域情報化計画」を早急に策定したいと考えております。

また、次の15ページでは、情報化の関係で、「斑鳩町ホームページの再構築」を掲げており、これにつきましては、昨年度、係長以下の全職員を対象に、ホームページ作成研修を実施し、町ホームページのリニューアルを行い、大幅に情報量を増加させたところであります。また、ここでも、数値目標を設定し、見やすく分かりやすいタイムリーなホームページ作りを心がけて、アクセス件数が前期計画の4年間でほぼ倍増するよう、努力しているところであります。

続きまして、21ページの「経営感覚に立脚した行財政システムの確立」では、「公共工事コスト縮減行動計画の策定」を緊急課題として挙げており、平成17年度を目標として、本町の特性を考慮した行動計画の策定に向けての調査研究を行っております。

以上が、この実施計画の主な取組み項目となっております。

なお、後期計画につきましては、平成19年度から平成22年度の4年間の計画で、平成18年度中の策定を予定しております。

簡単ではございますが、これをもちまして、説明を終わらせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑、ご意見をお受けして参ります。

西谷委員 17ページの補助金等の見直しというところがあるんですが、その中で、この中では17年度で見直しをするという事なんで、16年度で実態調査見直しという事になっているんですが、補助金、助成金という事の中では、町自身がこの団体に補助する場合に、是非ともしないといけない所、あるいは一定の期間をおいたら終わって廃止するような所とか、そういうところをやっていかないとこういう事は出来ないと思うんですが、具体的に実態調査の中で見直しをするという事なんですが、今考えられている基本的な考え方ですね、助成金、最終的に助成金と補助金のまず定義の違いというのと、基本的には補助金制度そのものを最終的にどういう形に各種団体の補助金をされようとしているのか、その辺のところを具体的に、ここで確かに項目は書いてあるんですが、町としてこれを実施する上での基本的な考え方をお示しいただきたいと思います。

企画財政課長 各種団体の調査につきましては、実態調査を平成16年度から実施いたすところでございますけれども、基本的な考え方といたしましては、ここにございます現状の所にも書いてございますように、やはり各種団体につきましてはその団体の主体的、自主的な運営をしていただくというのが基本にあると思います。そういった事を促進する立場から自立をしていただくための助成の補助をしていくという風に思っています。また、あわせて補助金についての団体間の公平性、あるいは公正性、効率性とも再検討、再研究していきたいという風に思っております。

西谷委員 今の基本的にそういう考え方で私はいいと思うのですが、素朴に思うのは、補助金とか助成金というのは団体を補助するのだったら、あくまでも補助だとしたら、逆に言えば各種団体の中でその団体が自己

財源よりも町の補助金の方が明らかに多いとか、それはやっぱり補助金に頼って団体活動ができないとしたら、今課長が言われてる、自立には私は程遠いと思うんですね、その中ではやっぱりその辺の補助金あるいは助成金は町としてどういう形で出すという所も書いて、こういう見直しについては、今までいろんな慣例とかいろんな慣習の中でどうしても残ってきている団体の補助金というのはあると思うんですが、課長が言われるように、自立を、最終的にはその団体が自立するための見直しなんだ、という事を重要課題としてこういう見直しについてはやっていただきたいなという事をお願いしておきたいと思えます。

企画財政課長 おっしゃるように、まず基本は団体等の自立という事でございます。ただ、その中には団体等のそれぞれ個々のいろんな事情があると思えます。そういった事も調査し、何がそういった事の障害になっているのか、またどうしてできないのか、という事もあろうかと思えます。そういった事も十分調査し、内容を踏まえる中での見直しという事で考えていきたいと思えます。

小野委員 先ほどの西谷委員の質問の中で、補助金と助成金の定義、と言うんですかね、どのように明確に区別されているのかご答弁なかったと思えますので、是非とも教えてほしいなと思えます。

企画財政課長 申し訳ございません。その辺の定義というのは明確なものはございません。基本的には一般的には補助金という使い方をするものでございまして、団体等の場合には、団体運営を助けるという意味での助成をするという言葉の使い方、団体に対しては助成金という使い方をしております。特に明確な定義というものはございません。

小野委員 という事は、先ほどからの議論されているのは、助成金的なものが多いという事で考えてよろしいんですか。団体の自立を促すために、

という事での資金を援助してるんだというような話でしたので、補助金という事と、ここで補助金等の見直しという事で、別にそれに拘る必要ないと思いますので、そうした中で、その団体が健全な運営、いろんな意味での健全な運営ですよ、それについて補助されてる、その団体の幹部の行動というのをチェックすべきだと思うんですが、その点は今度の見直しの中でもあるんですか。

企画財政課長      いわゆる基本的には団体の活動の助成、育成という観点から補助をさせていただくものでございます。そういった中で団体の事業内容に着目して補助金を出していきたい、先ほども言いましたように公平性、公正性という事でございます。そういった中で補助金の使われ方、使途につきましては十分精査をし、また交付に関して合理的な基準を整備していきたいという風に考えております。

小野委員      ちょっと言葉的にまずいのかなと思うんですけども、やはりそうしてその団体、斑鳩町に有する団体に対して、助成または補助されているという事につきましては、その指導者そのものの行動についても厳しくチェックすべきだと思うんですが、その点はよろしいのですか。別にそんなもん、団体さえ健全に育ていけばいいんだと、やはり健全に育つためには指導者の資質も問題があると思うんですよ。その点についてはこの見直しの中に当然含まれてくると私は思うんです。そこらのチェックをしなければ何のために団体の育成する為に助成しているのか分からないと思うんです。皆さんの税金を使ってるんです、わずかな金額であっても。それが本質的に必要だと私は思うんですが、別に、そういう事違う、団体がある限り、団体が動いている限り大丈夫だと、助成するんだと、公平性というんですか、1つの団体がしてるから、こっちはしてない、この団体はなぜしてないのかと言えばその指導者がやはり妥当ではないような行動をとってるという事が判明したらやはりそれはストップすべき。その団体の指導者として交代するまでストップするべきだと私は思うんですが、それらについての見

直しについてはこの中に含まれないんですか、どうですか。

総務部長

その団体の代表者が団体の目的に、いわゆる阻害と言いますか、そういったような行動をされる場合につきましては、我々としては指導すべきであるし、団体の目的に達しないというようなものになれば補助金の打ち切りという事も考えなければならないわけでございますけれども、今回の見直しにつきましては、そういった所まで踏み切れるかどうか、あるいはそういった事で誰が見てもそういう事があるという事ならば合わせて言っていかなければならない場合もありますけれども、今現在考えている中では我々としてはそういった事については目的という事は今のところは考えておりません。

委員長

他にございませんか。

実はこの種の計画について委員会としてどう対応すべきなのか、という事について色々打合せの段階でも議論をしたんですけれども、実施計画そのものについては、行政側の責任において行い、実施をしていくものであるという事であって、この事を委員会です承るとかしないとかいう関係のものに実はなっていないんですね、従って意見なり、何なりは申し上げる事ができたとしても、この内容については是非については今後配慮を求めるとかいう事になっていく事だろうと思うんです。従って現段階においては一応こういう計画に基づいて行政が執行していこうとしているという内容を理解した、理解したと言ったらまた問題があるのかと思うんですが、そういう報告を聞いたという事、こういうものができた、という事について我々としてもその報告を受けたという事に留める以外にないのかなという風に思っているんですけれども、どうでしょうかね、そういう事でいいですか。

これは承認事項にもなっていないし、行政がこれはいかんという事でこれを実施していくものでありますし、大綱そのものについても報告を受けて、一応この内容というのは、我々としてはどういうものが行政の主旨になっているか、という事については理解をした、とい

う事であります。その具体版として実施計画をここで作りました、という報告を受ける、受けたという事に留める事にならざるを得ないのではないかという風に思うんですけれども、それでよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 それでは特に、たまたま1つの具体的な事例として出ていましたけれども、この実施計画の中にありますように、例えば補助金等の見直しという風に言っている、結構でありますけれども、実効性、具体制が伴うものになるために一体どうしたらいいのか、という事についてはさらに検討が必要であろうという委員会の意見であったという事で、意見の開陳だけ特に申し上げておきたいという風に思います。

以上で終わりたいと思いますがよろしいですね。

( 了 承 )

委員長 それではそれで終わらせていただきます。  
それでは次に(2)ペイオフ対策について、の報告を受ける事にしたいと思います。収入役どうぞ。

収入役 それではペイオフ対策につきましてご説明をさせていただきます。  
資料2の4枚目をお開きいただきたいと思います。

現在のペイオフ制度につきましての概要であります。平成14年4月から一部預金につきましてペイオフ制度が解禁となりました。平成14年4月から平成17年3月まで、来年の3月までは、定期預金につきまして1千万円を超える部分につきましてはペイオフが解禁となっております。来年の4月からは普通預金をも含みます全面的なペイオフが解禁となるわけですが、その中で利息のつかない等の条件を満たす預金、決済用の預金につきましては来年4月以降も全額保護がされるという制度になっております。



決済用預金と言いますのは、この預金保護の姿という表の下に※印で（※1）という事で決済用預金と言いますと、無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という3つの条件を満たすものについては、来年の4月以降も全額保護がされるという制度になっております。これがペイオフの制度に関わる事でございまして、そうした制度の中で斑鳩町におきましては斑鳩町資金管理並びに運用基準を定めさせていただいております。それが1ページ2ページにあります。

この運用基準の主な内容であります。1ページの一番下、第5（基金の管理並びに運用）という事で第1項から第8項まで定めております。この中で具体的な運用方法につきまして定めているわけですが、第3項以降につきまして若干ご説明をさせていただきます。第3項で運用につきましては大口定期預金とする。ただし、基金の保護、利回りの比較、期間、金額等の点で、他の金融商品が運用上確実かつ有利と判断される場合は、収入役は町長と協議のうえ債権での運用ができるものとする。という事になってございまして、今現在債権での運用はございませんが、一応この基準の中では債権での運用も定めております。第4項ではその債権につきましては国債に限るという事と合わせて残存期間が3年を超えないものという事に限定をいたしております。次に第5項では、基金運用にかかる指定金融機関への預金額は、指定金融機関業務にかかる業務コスト、町の借入金等の状況、運用資金の総額等を勘案し、概ね3月に収入役が町長と協議のうえ決定する。というように定めております。第6項では収納代理金融機関以外の預金につきまして、前項の預金額から外れる資金で、大口定期預金の運用を行おうとする場合は、収納代理金融機関の中から預金受け入れの熱意がある金融機関に利率の引き合いをし、より有利な運用に努めるものとする。ただし、金融機関の預金保険事故発生時に、預金債権と借入金債務を相殺できるよう運用する。という事を定めております。次に第7項では、前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までの間に限り、収納代理金融機関において普通預金で運用することができる。という事になっております。この第7項につきまし

ては、先ほど申し上げました来年の4月以降、全額保護される普通預金につきましては一定の条件に合致したものであるという事で、この第7項につきましては再度町の方でこの規定につきましては見直しが必要であるというように、制度にあうような形で改正が必要であると考えております。次に第8項では収納代理金融機関が①から⑤までの各項目に該当した場合には速やかに解約をするという事の規定でございます。こうした基準に基づきまして基金の運用状況であります、次のページ3枚目の基金積立明細表に一覧表を挙げさせていただいております。現在5月31日現在の運用状況であります、南都銀行には定期預金で、土地開発基金から介護保険給付費準備基金まで全体の基金の合計が33億6,909万6,560円となっております、この内南都銀行の定期預金につきましては、22億1,200万円となっております。普通預金につきましては709万6,560円となっております。南都銀行の普通預金につきましては、それぞれ基金ごとに100万円未満の端数に基づきまして普通預金で運用致しております。その合計が709万6,560円となっております。なお、指定金融機関以外への定期預金の状況であります、公共施設整備基金で近畿労働金庫郡山支店に5,000万円の預け入れを行っております。これにつきましては町の土地開発公社が同金庫から5,000万円の借入を行っておりまして、町が開発公社の借入にあたりまして債務保証をいたしておりまして、それとの相殺制度が活用できるという事で、運用基準に合致した形での運用でございます。また、財政調整基金、みずほ銀行生駒支店に6億円の定期預金がございます。これにつきましても土地開発公社が6億円の借入を行っておりまして、それとの相殺制度が活用できるという事での定期預金の預入れを行っております。また、普通預金で都市計画事業整備基金で、奈良中央信用金庫に2億円、それと、上になりますが、財政調整基金で奈良県農協、龍田支店、今現在斑鳩支店になっているわけですが、3億円の普通預金がございます。これらの扱いにつきましては、来年4月以降の決済用の預金に該当するような形で預けるのか、また他の運用を考えるの

か、それらにつきまして十分また検討して参りたいと、このように考えております。なお、指定金融機関への預金でございますが、一応基準の中では先ほど申し上げました第5項の中で指定金融機関につきましては一応限度額を、と言いますか相殺制度、そうした事についての規定はないわけですが、町が町債として南都銀行から借りております地方債の限度額を念頭に置きながら、現在その範囲の中で定期預金という形で預けているという状況でございます。以上簡単ですが、ペイオフ関係につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願ひ致します。

委員長 現行の取組みと今後の課題という事での報告でございますが、何か質問、ご意見ございましたらお受けいたします。

小野委員 運用基準の第5節の8項なんですが、下記の事項に抵触した場合は預貯金をしないということで、まず1点目は、この①から⑤までの間の1つでも抵触した場合は運用基準に従って、しないという事で解約もできるという事になってますし、その中でまずそれが1つでも抵触すればだめなのかという事と、それから①と②は数字的にはっきりしたものが出るんですよね、でも③④それと⑤に至ったては、収入役が求めた事項に対し、明確な説明が得られない場合、収入役が相手が明確に答えてるけれども、失礼な言い方になるかも分からないけど、収入役が明確に理解できなかった場合もこれは抵触するのかなと、大変難しい解釈の仕方もある必要になってくるのかなと思うんですが、その点についてはどのように考えておられるのか、今の時点での判断をお願いしたいと思うんですが。

収入役 まず、この8項の中の該当項目ですが、1号にでも該当した場合には解約をするという事になって参ります。あと、それぞれ私の判断で、という事での事ではありますが、この基準につきましても庁内の中に検討会議を設けておきまして、私以下、各部長全て、それから会計室長

と上水道課長と企画財政課長といったメンバーで検討会議を受けております。そうした中で当然こうした事に該当するかどうかについてはその中での判断という事になってこようかというように考えております。その点、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

小野委員　　そういう万全の体制で皆さんお金、しっかりと守っていただきたいという風に思ひます。

委員長　　他にございせんか。

それでは先ほど言ひましたように、現行の取組みは管理並びに運用基準によって行われてはいますが、さらに来年の4月1日以降、13日の国会でも可決をされてはいますように、資料でも1番最後に付けておひります決済用預金の関係です、この事が新たに対応として出てくるわけでありはしますが、それに即応した改正、どうするかによって、第8、⑤の関係の見直し、その他7項の見直しとの関係も出てまいりはしますが、そういう関係については、十分検討した上で改めて提示をするという事になる課題かという風に思ひますが、そういう事で検討しているという事の収入役報告を了承したいと思ひますがよろしいですか。

( 異議なし )

委員長　　よろしいですね。

それではそのように対応をしていただく事にいたしたいと思ひます。次に(3)斑鳩町職員人材育成基本方針についてを議題としますが、本来ならこの関係は(1)の次に続いて質問を受ける方が本当はいいかなという風に思っていたんですけれども、相関連をする問題でありはしますが、たまたまレジメで3番目に書いてありますので、それを取り上げてご報告いただく事にしたいと思ひます。それではどうぞよろしくおひります。

総務課長

それでは各課報告事項の（３）斑鳩町職員人材育成基本方針についてでございます。これにつきましては先ほどの（１）第３次斑鳩町行政改革実施計画（前期計画）の中で重点課題項目にございました「人材育成に関する基本方針の策定」を受け、また、平成９年度に斑鳩町で作成をいたしました斑鳩町職員研修計画が５ヵ年を経過し、見直しの時期にも来ておりましたことから、今日までの職員研修計画を礎に、新たに斑鳩町職員人材育成基本方針を策定することとし、平成１５年度で検討を行いまして、平成１６年度から５ヵ年の研修計画も盛り込んだところであります。

お手元に資料３といたしまして、「斑鳩町職員人材育成基本方針の概要」と「斑鳩町職員人材育成基本方針」を提出させていただいておりますが、基本方針の内容をまとめました概要にてご説明を申し上げたいと存じますので、１枚目の「斑鳩町職員人材育成基本方針の概要」をご覧いただきたいと存じます。

まず「１．人材育成の現状」であります。本町の職員研修の内容につきましては、基本的、専門的知識・技術に関する研修に加え、政策形成能力などの育成を目的にする研修を増やし、また研修の方法も、講義方式から課題研究方式など主体的に参画を促す方式をとっており、職員が自ら主体的に研修を行うものへと変化してきております。こういった現状を踏まえまして、「２．人材育成基本方針作成の目的」でございますが、地方自治の新時代に対応していくためには、自らの責任において、社会経済情勢の変化に柔軟にかつ弾力的に対応できるよう体質を強化することが重要であり、そのためには、職員の資質のより一層の向上を図り、その職員が有している可能性・能力を最大限に引き出していくことが必要であります。こうしたことから、長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確にしました人材育成に関する基本方針を策定することいたしました。

次に、「３．人材育成の基本方針」でございますが、地方分権の推

進に伴い、職員一人ひとりの職務遂行能力、職員としての資質の向上が不可欠であり、新時代に対応するための職員の意識改革も必要であります。さらに、平成14年12月に斑鳩町行政改革大綱（第3次）が策定され、そのなかで、改革の視点として、行政管理型から経営型管理システムへの転換を行い、職員一人ひとりが政策立案能力及び行政経営能力を高め、創造性と経営感覚に優れた人材を育成することが求められているところであります。これらのことから、研修を通じて「担当する職務に関し課題を発見し施策を的確に遂行するために必要とされる能力と意欲を持っており、職務に積極的に取り組むとともにそうした持てる能力と意欲の向上を自覚的に努める職員」すなわち「人材」を育成することを基本としています。

次に、「4. 人材育成の方法」でございます。自主研修、職場研修及び職場外研修の3つの研修の方法は、人材育成のための直接的な手法であります。人材育成をより効果あるものにするには、様々な機会や手段、職場のあらゆるステージを人材育成のために活用して、総合的な取組みを展開することが不可欠であると考え、そのため各職場では、1つに、職員が自主研修に積極的に取り組んでいくことが促進され効果的に支援されるような「職場の学習的風土づくり」の促進、2つには仕事の割り振り、責任分担、指揮監督、進行管理等の「人を育てる仕事の進め方」を工夫し、能力開発につながるようにする。このような事を普段から仕事を通じて人材育成に取り組んでいくことが、人材育成の方法であるこのように方針を定めています。

次に、「5. 人材育成の重点項目」といたしまして、職員に求められる主な能力は、1)政策形成能力と管理能力、2)対人能力、3)基礎的業務遂行能力、4)法務能力、5)国際化対応能力、6)情報能力、7)階層別に必要な能力、であり、このため、それぞれの能力の内容とその育成方法を定めてその向上を図ることとしております。

次に、「6. 職員研修計画の策定及び実施」でございますが、「5. 人材育成の重点項目」をもとに、そこに書いております次の5つの区分により、研修計画を策定しております。研修計画につきましては、

職員人材育成基本方針の22ページをご覧くださいと思います。  
この人材育成の重点項目を基に研修区分、対象者、開催回数等を内容とする職員研修5ヵ年の計画を定め、職員研修を実施していく事としております。研修項目等の説明につきましては、ここに書いてある通りでございます、省略をさせていただきますが、区分といたしまして、1つに、一般研修9項目がございます。なお、新規採用職員は前期、後期と分かれて一つとカウントいたしまして、9項目の研修項目がございます。23ページには専門研修といたしまして、12項目の研修項目を挙げさせていただいております。また、3つ目に自主研修といたしまして、24ページでございますが、5項目の研修、講座関係、そういったものを挙げさせて頂いております。4つ目に派遣研修でございますが、市町村アカデミーを始め、国際文化アカデミー等8項目の研修項目を挙げさせていただいております。5つ目は25ページですが、職場研修といたしまして、2項目を挙げさせていただいております。

こういった概要の方でご説明申し上げましたが、こういった内容につきまして人材育成基本方針といたしまして、お手元にお配りいたしました方針によりまして、まとめてこれを出させていただいております。これをまとめたものの概要という事の説明でございます。

簡単ではございますが斑鳩町人材育成基本方針の内容につきましての説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりました。質疑、ご意見があればお受けします。

小野委員 自主研修の5項目のうちの、自主グループ活動という事で、現在どのようなものがあるか、どのような活動をされているのか、以前なんかGISの研究会があって、その後どのような研修をされているのかちょっと聞いてないのでそれらの事と、それともう1点、派遣研修の中の、奈良県派遣について、今年は職員派遣をされてるのか、ちよっ

と気付いてないので、それ、もし去年は誰か行ってもらったと思いますが、それらについても、今年は派遣してないのだったらどういう理由でしてないのか、今後どうしていくのかという事も合わせて教えて下さい。

総務課長 一つ目の自主研究グループ活動につきましてでございますが、確かに小野委員おっしゃいますように、過去にGISの研修グループ活動ございましたけれども、ここ2年ほど前からその活動は正式には行っておらないという事で、この研修項目からは外れております。それと、もう1つは奈良県への職員の派遣でございますが、今年度は派遣をいたしておりませんが、今後職員人数の動向も勘案いたしまして派遣を続けてまいりたいと考えております。本年は派遣をいたしておりません。以上です。

小野委員 せっかくこうして基本方針という事を謳ってもらっても、全然なっていないとしか言いようないと思いますよ。まず、自主グループの活動についても、やはり私はしっかりと企業能力というのか、それらを養う為には、GISの研究というのは是非とも必要ですし、色々な部門対してもそれは当然行政を進めていく上では一番肝心な基本ですので、それらをやっているものだと思ってたんですが、それもない。それと奈良県派遣については、これはあくまでも職員のポジションとか今の状態から、言葉はちょっと悪いけど、余ったら行ってもらってるような・・・ではいかんと思うんですよ。やはり奈良県へ派遣しているのは研修生なんです、公務員としての研修を、この市町村ではもう一つ公務員としての自覚を植えつけてもらうための研修生としての扱いで県へ派遣されてるんだと、私は理解しております。違うのだったら、違うと言ってもらったら結構ですけど。そして一年間色々な行政面で勉強させていただいて斑鳩町へ帰ってきてもらって、斑鳩町の住民に福祉の向上に役立ててもらおうという事で、これは必ずやっっていくべきだと思うし、他の市町村でもやっている事だと思うんです



が。県との色々な人数の関係とかあると思うんですけど、一概に言えないけど、必ず以前は2名行ってもらってた経緯もあったんですよ、毎年ね。毎年と言うか、2名開発公社ですか、技術部門の職員をそちらへ派遣していたという、派遣という言葉ではなくて、研修に行ってる、こちらから言えば研修を受けさせてるというようなスタンスの方が私はいいのではないかなと思うんですが、制度的に素人ですから分かりませんので、こういう発言になるか分かりませんが、積極的に取り組むべきだと思うんですが、この2点今ちょっと聞かせてもらったら、2点ともちょっと消極的だなという感じを受けるんですが、その点について今後という事もありますけど、どのように思われているかについて。

助 役

ご指摘のように、職員の人材育成基本方針による形での対応、これが実行してこそ大きな成果があるという事はご指摘の通りでございます。このような立派な方針を立てても、これが絵に書いた餅にならないようにしていきたいと、まずこのように思います。県の派遣でございますけれども、今年度は県派遣への研修は行かせておりません。色々考えまして、これまで相当多くの職員が県の市町村課等に派遣をいたしまして、その職員がもう指導者になっているのではないかなと私は思うんです。ただ自分でうのみにするのではなく、職員は人に教えられるように意識すべきと思います。そういう事もございましてやはり研修を受け、色んなものに対する労力を向上してきた、資質を向上してきた、それを部下に教えていくべきだ、指導者になってほしいという事から、こうした考えもあり県の派遣を控えたという事でございます。そういう事で、今後県への派遣、土木等の問題、技術的な面での派遣、これは考えていく場合もあるかも分かりませんが、今年はそのような事も含めて県への派遣はしなかったという状況でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長

他にございせんか。

それでは先ほど言いましたように、（１）第３次斑鳩町行政改革実施計画をより効率的、効果的なものにする為に欠く事のできない人材養成が必要になってくる、その為の基本的な考えであるという事で示されたという事で終わっておきたいと思いますがよろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長

よろしいですね。

それではそのように確認をしてこの項を終わる事にいたします。それでは５０分まで休憩しましょうか。休憩します。

（午前１０時２７分 休憩）

（午前１０時４９分 再開）

委員長

再開いたします。

続きまして（４）公文書中にある性別記載の削除についてを議題といたしますが、この件につきましてはかつて陳情書が提出されまして所管の委員会で審議をされた経緯に基づいて行われるものでありまして、各委員会にそれぞれ同様の報告がされてきているというように聞いております。その内容について関係者の説明を求める事にします。

総務部長

公文書中にある性別記載の削除についてであります。あらかじめ資料№４といたしまして、「性同一性障害に係わる性別記載削除分類調査表」及び「性同一性障害に係わる性別記載削除分類番号一覧表」を提出させていただいております。

去る平成１５年７月１６日「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（法律第１１１号）」が公布され、当町議会へも関連する陳情書が提出され、その中で法律などで性別の記載を義務づけられている文書の性別記載の必要性の見直し等についても要望されているところであり、町の公文書についても、性同一性障害に係る町の公文

書中の不要な性別記載の削除について、昨年10月に緊急に調査を行い、一定の取りまとめを行いました。削除の基本方針及び作業方法・日程等を統一するため、関係課、9課でございますが、関係課によるワーキンググループを編成し、調査もれを防止するため、全課に再調査を実施し、その調査の結果、性別削除の可否について疑義がある場合、ヒアリングを実施するなど調査検討を行って参りました。その調査検討結果につきましてお手元の資料NO4により、総務部及び教育委員会所管にかかりますます分につきまして私の方からご報告させていただきます。

性別記載の削除の統一的な方針として、国や県が法令、条例等の規定により書式を指定していなかったり、男女別統計を求めている文書等で町独自の判断で削除できるものはすべて削除することとし、性別記載のある文書をリストアップし、資料の1枚目の「性同一性障害に係わる性別記載削除分類調査表」のとおり、5つの区分に分類し、調査検討の取りまとめを行いました。5つの区分と申し上げますのは、この分類調査表の下の欄外に書いてありますように、1は法令等の定めにより削除が困難なもの、2は例規等の定めがあり、事務処理上、削除が困難なもの、3は例規等に定めはないが、事務処理上、削除が困難なもの、4は削除が可能であるが、例規等の整備が必要なもの、5は削除が可能なものと区分をいたしております。性別記載のある公文書は、全体では224件で、内、総務常任委員会の所管のものでは、総務課4件、税務課3件、教育委員会総務課7件、生涯学習課4件の計18件であります。その内訳といたしまして、分類番号「①の法令等の定めにより、削除が困難なもの」は全体では、102件で、内、総務常任委員会の所管のものは、総務課2件、税務課1件、教育委員会総務課5件の計8件であります。「性同一性障害に係わる性別記載削除分類番号一覧表」の1ページ目のNo1の選挙人名簿からNo3の確定申告書までと、7ページ目のNo98就園時健康診断票、No102医療券までの文書であります。

次に、分類番号「②の例規等の定めがあり、事務処理上、削除が困

難なもの」は全体では、8件で、内、総務常任委員会所管のものはございませんでした。

次に、分類番号「③の例規等に定めはないが、事務処理上、削除が困難なもの」は全体では、22件で、内、総務常任委員会所管のものは、総務課1件、税務課1件、生涯学習課1件の計3件、であり、分類番号一覧表では、9ページのN o 1 1 1 投票所入場券とN o 1 1 2 町・県民税課税基本簿と、10ページ目のN o 1 3 2 マラソン申込用紙の文書であります。

次に、分類番号「④の削除が可能であるが例規の整備が必要なもの」は全体では、57件で、内、総務常任委員会所管のものは、総務課1件、税務課1件、教育委員会総務課1件、生涯学習課1件の計4件、であり、分類番号一覧表では、11ページ目のN o 1 3 3 斑鳩町職員採用試験受験申込書、N o 1 3 4 町民税・県民税申告書、14ページ目のN o 1 8 8 斑鳩町職員採用試験受験申込書、これは臨時職員の分でございますが、それとN o 1 8 9 図書館利用カード申込書の文書であります。

今、申しあげましたことを総務常任委員会の所管するものだけをまとめますと、①～⑤まで、全体で性別記載のある公文書は18件あり、そのうち削除できない公文書が11件、削除できる公文書が7件ということであります。

今後の対応であります。全体で224件の性別記載のある公文書中、「⑤の削除が可能なもの」35件、内、総務常任委員会所管のものは3件であります。この35件につきましては、随時削除を行う事務手続きに取りかかることにいたしております。

また、「④の削除が可能であるが、例規の整備が必要なもの」57件、内総務常任委員会所管のものは4件であります。この57件のうち、条例改正を必要とするものは、福祉課1件、住民課1件の計2件であります。この件につきましては9月議会に改正案を上程させていただく方向で事務手続きを行うことといたしており、残りの55件につきましては、規則、規程、要綱等に定めがあることから、順次、

改正の事務手続きを行っていくことといたしております。

なお、削除するに当たり、電算システム変更を伴うものも含まれますが、規則等の整備を行い、速やかに実施してまいりたいと考えております。

以上、公文書中の性別記載のある文書調査及び性別記載の削除について、その調査検討結果のご報告といたします。よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

小野委員 総務部長の説明で他の常任委員会でも同じような事で説明されたと思うんですが、5番については削除していく、可能なものですので早速やっていく。4番についてなんですが、条例改正とかそれらの整備をしていって削除していこうというスタンス、そういう方向だと理解しているのかなと思うんですが、その中で条例とか規則なんかで、ただ単に簡単に変更できるものかという事についても色々あると思うんですが、その点はどうなんですかね、9月議会に条例改正もしていくという、スタンス、方向については了とするんですが、そこまでしたら今までの条例はなぜそういう縛りが必要だったのか、という事も1つずつ検討していかないといけないと思うんですが、その点についてはどれ位まで検討できているのか。

総務部長 先ほど申しあげましたように、9課によるワーキングチームの中で色々検討した結果として特に必要のないものについては削除していく、削除できるけれども、一定の手続きを追っていかなければならないものにつきましては、先ほど申しあげましたように、条例関係2件につきましては事前の担当常任委員会で予め提出させていただいた中で9月議会に上程させていただくという事の予定をさせていただいております。それ以外の規則、要綱等の関係につきましては、随時担当の常任委員会にも相談しながら、削除していくというような方向で事務手続きを追っていきたいと考えております。

小野委員　私の質問がまずかったのかなと思うんですが、規則とか条例にはやはり必要だから性別を記載する欄があったんだと思うんですよ。ただ単にしてあったという解釈ではその条例とか規則を作った時が甘いと言う事になりますしね。それだったら3番目の事務処理上削除が困難、それの方が事務処理を考える事によってはできるのではないかな、可能性としてはね。私は単にそういう具合に思うんですよ、だから、どうしてもしなくてはいけないという方向でいくのか、それによっては3番でいく方が本来のやり方だと思うし、条例、規則というのは、みんな確認しあって出来上がってきたものですから、単にそれらをなくしていこうという方向については、先ほども言うように了としてるんだけど、あんまり安易にやっていくべきでは私はないと思いますので、そこらの振り分けというのはしっかりと、当然議論された上での分類だと思うんですけど、しっかりと私らに分かるように説明してもらって、条例改正なんかは特にやってほしいと思いますのでよろしくをお願いします。

総務部長　当然条例改正という事になりますと、議会の議決要件になりますので、それは理解頂けるような説明を申し上げて、議決をいただきたいと思います。いずれにいたしましても、そういう内容について、性別を記載する事が事務執行上必要なものであるかどうか、性別の記載をしなかったらその事務執行ができないかどうか、そういった観点からも着目し、作業しておりますのでそこらについての説明もさせていただかなければならないと考えております。

嶋田委員　ちょっとお聞きします。136番なり、138番、一部削除と書いてありますね、190番、222番とか一部削除、これはどういう事になるわけですか。

総務部長　一部削除という事につきましては、本人の性別欄と家族構成員の性別欄が1つの公文書内にあり、家族構成の性別のみを削除する公文書

という事で、一部削除という書き方をしています。

委員長

他にございませんか。

調査結果に基づいて必要所要の手続きに基づいて対応をしていくという説明でございますが、この事についてよろしいですか。

( 異議なし )

委員長

報告の(4)については以上で終わっておきたいと思います。

次に(5)平成15年度町税の不納欠損について、説明を受ける事にします。

税務課長

平成15年度町税の不納欠損についてでございます。資料5によりご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。この不納欠損処分については、決算審査特別委員会でもご審議をお願いを致すところですが、前もって総務委員会にご報告させて頂きたいと思います。16年3月31日付けで、徴収することが不納なもの74件1,228万124円を不納欠損処分を致しております。この不納欠損処分は地方税法に定められており、これに基づいて不納欠損処分をしたものがございます。事由別にご説明を申し上げます。

まず、地方税法第15条の7第4項の規定する、滞納処分をする財産がないとき、滞納処分をすることにより生活が著しく困難をきたすとき、滞納者の住所及び滞納処分をすることができる財産が不明であるときは、滞納処分の執行停止を行ないその後3年間状況が変わらない場合は不納欠損を行い、このことに基づく理由により、納入の義務が消滅したものとして町民税で2件、8万8,433円、軽自動車で2件1万3,200円、計10万1,633円を不納欠損処分いたしております。

次に地方税法第15条の7第5項、滞納処分をする財産がなく納入する義務を消滅させたものとして、徴収金が限定的であり、執行停止

後、新たに納入義務が発生しない場合は直ちに消滅をできるものとして、町民税で41件、243万5,446円、固定資産税、都市計画税で13件、864万7,100円、軽自動車税で10件、20万9,000円、計1,129万1,546円を欠損処分いたしております。

次に、地方税法第18条第1項の規定により、居所不明により請求ができないもの、賦課後支払能力がない者、納期限から5年を経過したため時効により消滅するものとして町民税4件、56万6,345円、固定資産税、都市計画税で1件、31万6,600円、軽自動車税1件、4,000円、計88万6,945円を不納欠損処分いたしております。

次に2枚目をご覧頂きたいと思います。税目別、課税年度別に上げております。古いものでは、昭和59年当時の町民税、軽自動車税がありますが、滞納のあった当初から再三に渡る催告を行っていたが、処分する財産がないこと、本人に納付意志があったものの納付不納となったものや、競売開始により交付要求を行っていたが、事件終了により配当もなく、本人は居所不明となっているもの、その他、本人が死亡し相続人がないことにより不納欠損処分を行ったものや、その他、古いものにつきましては、接触があったものの処分する財産もなく居所不明となったものです。

税につきましては、税法に基づき公平に負担をしていただくことが大前提でございますが、今年度不納欠損処分をしたものについては、法人では倒産、個人では居所不明、処分する財産がないものがほとんどでございます。

今後も積極的な対策を講じながら滞納整理を進めているところですが、今回の不納欠損は、いずれも調査検討の結果、今後、納付の見込みがないものでございますのでよろしくご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長

説明が終わりました。質問はございますか。



( 質疑なし )

委員長

いずれにいたしましても、この件につきましては、説明がありましたように、決算審査の段階で具体的に認定方を得ていくという関係のものでありまして、現在作業を進める中での担当課としての考え方が一応説明されたという事で終わっておきたいと思いますが、よろしいですか。

( 異議なし )

委員長

そのようにさせていただきます。

次に(6)こども模擬議会について、を議題といたします。

教委総務  
課長

それでは(6)のこども模擬議会につきましてご報告させていただきます。平成7年度以来実施して参りましたこども模擬議会につきまして、本年で10回目を迎える事となりました。今回も開催させていただくにあたりまして、議会事務局とも日程等の調整をさせていただきました結果、8月18日水曜日に開催する事とさせていただきました。当日は午前9時30分から正午までの予定でございまして、議会議場をお借りいたしまして、町内3小学校の4年生から6年生の約20名の児童が町長をはじめとする町理事者に対しまして意見や希望を述べ、町理事者がこれに答えるという、一般質問の形式で行うものでございます。また、前日の8月17日火曜日につきましても、午前中議場をお借りしましてリハーサルを行う予定でございます。今後、各小学校におきまして、議員の選出等進めていただく事になりますけれども、8月18日当日は選出されました1日議員ばかりではなく、他の児童や保護者の方々にもご参加いただくよう、周知して参りたいと考えております。以上、こども模擬議会の開催についての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりました。質疑ご意見ございますか。

( 質疑なし )

委員長 特になければ8月18日にこども模擬議会が例年の通り実施をしたいと。場所としては議場、本会議場を使用させていただきたいという事でございますがよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 それではこれで終わる事にいたします。

次に(7)法輪寺発掘調査の結果について、を議題といたします。報告を求めます。

生涯学習  
課長 それでは法輪寺発掘調査報告についてご説明申し上げます。資料の6番でございますが、説明に入ります前に誠に申し訳ございません。資料のタイトルですが、法輪寺旧境内遺跡第14次発掘調査成果についてとなっておりますが、発掘調査概要報告にご訂正をお願いいたしたいと思っております。

それでは説明させていただきます。

平成12年度より5ヶ年計画で進めております法輪寺における学術調査も昨年度で4ヶ年目となり、主要な堂塔(建物)につきましては、その解明に努めてまいったところであります。平成15年度の主な調査目的といたしましては、塔・金堂を囲む回廊の解明を目指して発掘調査を実施いたしました。調査の結果、回廊自体の遺構は検出されませんでしたでしたが、出土遺物につきまして特筆すべき成果がございました。詳細につきましては、調査を担当いたしました平田よりご報告いたしますが、今後の予定をご報告させていただきたいと思っております。これらの調査成果につきましては、6月下旬から7月初旬頃に報道発表を予定しておりまして、その後法輪寺での特別展示を実施した後に、県立

橿原考古学研究所附属博物館にて「大和を掘る」という展示会に出展の予定となっております。

以上で、法輪寺発掘調査成果についてのご報告を終わります。この後引き続きまして、担当平田のほうから調査の成果について詳しくご報告申し上げますのでよろしくお願いいたしたいと思います。遺物を真中の方に展示させていただきたいと思いますので、お時間をいただきたいと思います。

委員長 平田技師お願いします。

平田技師 資料6にございます、法輪寺旧境内第14次発掘調査の概要報告をさせていただきます。調査自体は今年の2月から追加調査を入れましたので5月まで実施しております。出ましたいわゆる遺構という物ですけれども、それは先ほど課長から報告ありましたように、回廊という塔、金堂塔巡る廊下ですね、その解明を目指して調査を実施したわけでありまして、なかなかお寺の境内が1300年ずっと継続的に使用されている中、さくへい等が進んでおりまして、今回も残念ながら回廊の遺構を検出することができませんでした。ですけれども、そういう調査を行っていく中で出土遺物につきましては、コンテナという遺物箱ですけれども、やはり100箱を超える瓦の出土量がありまして、そういうものを随時遺物整理という形で水洗いを進めておったところでございます。最近になりまして水洗いというか、整理が進んだ中で出て来たのが2点であります。前に置いておりますちょっと赤い方の分ですけれども、これはいわゆる「軒丸瓦」の丸瓦の部分でございます。図は今回資料としては添付しておりませんが、写真を委員の皆様には回覧させていただいておりますけれども、丸瓦の凸面と言いまして、屋根の表面に見える方ですね、裏面は屋根に葺かれると見えないんですけれども、その見える方に瓦の画判と言いまして、紋様を作る時の判型になると、それを押しつけたというものであります。この物がなぜ特筆すべきものであるかという事を説明させて

いただきますと、全国的に見ても現在確認できている中でも類例としてですけれども、数例しかございません。昨年度は建物を描いているという瓦をご報告させていただきましたけれども、それに続く全国的にも稀有な例であるというところで、今後課長が報告申しましたように、発表すべき特殊な遺物であろうという事が言えると思います。つづきまして手前側にあります灰色のお厚い遺物ですけれども、一見大きい瓦の塊に見えるわけですが、これはいわゆる鴟尾と申しまして金堂とか法同とか中門とか、そういう限定した建物に東西にお城で言うところのしゃちほこのようなもので、鴟尾と言う瓦で作られたものがあります。元々の起源は瓦を作っていたものが一体化して特殊な瓦製品となるわけですが、特筆すべき内容としましては報告にもまとめておりますように、法輪時の出土しました鴟尾につきましては、残りがいいという事で国の重要文化財になっておるところでございます。そして国の重要文化財に指定されている鴟尾なんですけれども、所々やはり割れて無くなっているという事ですが、今回の発掘調査において出土した、前に置いております鴟尾を照合しましたところ、まさしく今写真でも回しまして、最後、模式的に作った図を添付しておりますけれども、ぴったりくっついたという事がございます。ぴったりくっついたという事自体がお寺の調査をしている中で、広範囲な中でくっつくという事もかなり珍しい事ではありますが、実はこの鴟尾、江戸時代1700年位には既に屋根から落ちて、お寺の宝、寺宝として文書に出ているようなものであります。ですから最低見積もっても、300年から400年くらい、前に置いております鴟尾と国の重要文化財に指定されている鴟尾は泣き別れになっていたものであります。という事で今回発掘調査の面積自体はすごく狭い部分でありましたけれども、幸運な事にこういう遺物が出てきて、今後鴟尾の研究を進めていく上でも重要な成果があったと言えるかと考えておるような次第です。遺物につきまして以上報告を終わらせていただきます。

委員長

説明がありました。何か質問、ご意見ございますか。

( 質疑なし )

委員長

特にございませんですか。ご苦労様でした。法輪寺発掘調査の報告については、報告を了とする事にいたしたいと思います。

その他の関係になりますが、理事者側で何かございますか。

総務課長

申し訳ございません。その他のところで1件、本日、午後から開催を予定いたしております消防運営委員会につきましての出席のお願いとその案件の概要でございます。ちょっとお時間を拝借いたしましてご説明申し上げたいと存じます。5月20日の総務常任委員会でその開催につきましてお願い申し上げ、既に開催案内も送らせていただいているところでございますが、本日午後4時から地下の会議室で消防運営委員会を開催させていただきます。案件につきましてでございますけれども、1つ目は平成15年度消防団活動報告について、また、平成16年度の消防予算の概要について、これにつきましては平成16年度一般会計予算の第8款消防費の予算執行計画の概要でございます。3つ目には平成16年度斑鳩町消防団事業計画について、これから先、来年3月までの事業計画についてでありまして、例えば、奈良県消防操法大会、云々の事につきまして、また総合防災訓練、団員等幹部大会、こういった予定をいたしておるところでございます。それから、奈良県消防操法大会、現在訓練を行っておりますけれども、その出場にかかります出場選手の訓練の実施状況についてのご説明、そして昨年度から取り組んできております地区別防災訓練についてのご案内、そして、消防水利の現況等につきましての案件でご審議をいただきたいと存じております。委員の皆様方にはこの総務常任委員会終了後、午後から市町村合併調査研究特別委員会がございますが、その終了後引き続いての消防運営委員会へのご出席を賜る事になり、大変お疲れの中、誠に恐縮に存じておりますが、ご出席を賜りますよう、

重ねてお願いを申し上げます。以上簡単でございますけれども、消防運営委員会につきましての説明とさせていただきます。

委員長 　ただ今の報告が今日の午後に合併特別委員会が開かれますので一応時間としては本日の4時から消防運営委員会を開催する予定であると、是非ともご出席をお願いしたいという要請でございます。

その他ございませんですか。理事者側はないですね。

では、委員の皆様の方から何かございますか。

小野委員 　今日のこの委員会の冒頭で助役さんの挨拶の中に、私の質問に対する答弁で陳謝とか議事録の訂正の申し出がありましたけれども、委員会の議事録は申し訳ないけど、通常でしたら載せないんですね、助役さんとか町長の挨拶。それでもう1回この時にもう一度言ってもらって、議事録にきちっと載せてもらっておくような手続きとっていただきたいと思うんですが、どうですか。

委員長 　では、主旨が活かされるように対応をしたいと思っておりますのでご理解を願っておきたいと思っております。

委員長 　他にございませんか。

なければ、お手元に配布いたしました閉会中の継続審査の申出書でありますけれども、今後の事件名の取扱いについては、1項で書いておりますように、藤ノ木とか中宮寺に限定した考え方ではなく、ここに書いてあります通り、包括的に斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関する事について、という事に提起をいたしまして、あと2項目は載せてありますけれども、こういう形で今後の継続審査課題にしたいと思っておりますが、ご理解をいただけますでしょうか。

( 了 承 )

委員長      それではそのようにご理解をいただいたものとして、そのような手続きをとって参る事にいたしたいと思います。

特にその他ございませんね。

なければ、以上で総務常任委員会を終わる事にいたしますが、本日の会議録の処置と本会議報告については、委員長にご一任をいただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

それでは、最後に助役のご挨拶をいただく事にします。

助 役      ( 助役挨拶 )

委員長      それではこれをもって総務常任委員会を終わらせていただきます。どうもご苦労様でした。

( 午前11時27分 閉会 )